

# 東信教育事務所電話交換機更新工事 仕様書

## 第1章 総 則

### 1 概要

本仕様書は、東信教育事務所（発注者）が設置する構内電話交換機設備（以下「交換機」という。）の仕様及びこれに関わる諸事項について定めたものである。

### 2 業務名

令和7年度 東信教育事務所電話交換機更新工事

### 3 履行場所

長野県小諸市与良町6－5－5 東信教育事務所

### 4 履行内容

#### (1) 電話交換機更新工事

東信教育事務所に設置されている電話交換機、電源装置、周辺機器、端末機器を後述記載の仕様に基づき更新する。

#### (2) 撤去工事

既存電話交換機、電源装置、周辺機器、端末機器及び付帯設備（不要となったケーブル類を含む）を撤去する。

### 5 履行期間

契約日から令和7年9月24日まで（60日間）

### 6 法令の遵守等

(1) 本交換機の製作および設置に当たっては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）および電波法（昭和25年法律第131号）に基づく諸規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）等の関係諸規定を遵守しなければならない。

(2) 本工事の受注者は、電気通信事業法、電波法等に定められた手続きに従い、許可又は認可を受けなければならない。この場合の諸費用は受注者の負担とする。

(3) 本交換機は、電気通信事業法、電波法等の関係法令に基づく検査に合格し、かつ発注者の完成検査に合格したものでなければならない。

## 7 提出書類

受注者は、施工完了後、竣工届、完成図書、試験成績書、取扱説明書等の必要書類を取りまとめ、指定された期日までに発注者に提出すること。

## 8 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

## 9 秘密の保持

本工事を施工するうえで発注者から提示された各種のデータは、情報の秘密の観点から外部に漏れることのないよう万全を期すこと。

## 10 運用指導

本交換機の運用開始に際して、職員に対し取扱い及び運用の訓練を行うものとする。

## 11 仕様変更

契約後、受注者の事情により仕様内容に変更が生じた場合、その変更内容が明らかに本仕様の示す機能以上と認められる場合に限り、発注者の承認後変更することができるものとする。

## 12 保証期間

完成検査後 1 年以内に明らかに設計製作の不備、納入の欠陥不良などに起因する故障及び破損に対して、受注者は無償で修理または良品と交換するものとする。

## 13 その他

(1) 設置する交換機は、将来の機能拡充に備えたもので、拡充時に容易に対応できるものであること。また、将来の技術革新に準拠した機能向上に対応できる構造であること。

(2) 本工事の施工に伴い必要な通信事業者への手続きは受注者が代行するものとする。

- (3)構内のMD F、配線については原則として既存設備を使用することとするが、雑音等配線に不備がある場合は適切に対応すること。

## 第2章 交換機の仕様

### 1 交換機の機器構成

交換機の機器構成は次のとおりとする。

| 項 | 機 器 名 称             | 数 量   | 備 考       |
|---|---------------------|-------|-----------|
|   | デジタル構内自動電話交換機設備     | 1 式   |           |
|   | 1) 構内デジタル交換機        | 1 台   |           |
|   | 2) 停電用バッテリー装置       | 1 台   | 停電対応3時間   |
|   | 3) 多機能電話機 (24ホーン以上) | 3 台   | 停電対応2台を含む |
|   | 4) 一般電話機            | 3 2 台 | うち壁掛け11カ所 |
|   | 5) U P S            | 1 台   | ひかり電話機器用  |

### 2 使用条件

交換機の使用条件は、次によるものとする。

周囲温度 (室内)      0℃～+40℃

周囲湿度 (室内)      20%～85%

### 3 使用部品規格

交換機の使用部品規格は、次によるものとする。

日本工業規格 (J I S)

日本電気工業会標準規格 (J E M)

日本電気規格調査会標準規格 (J E C)

通信機用部品は J I S 若しくは日本電信電話株式会社 (以下「NTT」という。)

仕様品又はそれ以上の性能を有する部品であること。

## 第3章 装置の仕様

### 1 構内自動電話交換設備

本装置は東信教育事務所1階事務室内に設置し、加入者線（外線）接続及び庁舎内の内線接続を行うものである。

設置する主装置及び電話機は、発注時に販売中の新品で、国内で十分な導入実績のある機器であることとし、OKI製 CrossCore3Lと同等以上とする。

なお、保守及び運用上の利便性を考慮し、電話交換機主装置、デジタル多機能電話機、アナログ電話機は同一メーカー製とすること。

#### (1)機能諸元

| 項 目     | 要 求 内 容 等   |    |
|---------|-------------|----|
| 制御方式    | 蓄積プログラム制御方式 |    |
| 冗長構成    | 1重構成        |    |
| 総ポート数   | 768ポート      |    |
| 最大収容回線数 | INSネット64数   | 32 |
|         | アナログ回線数     | 64 |
|         | 多機能内線       | 96 |
|         | OD専用線       | 32 |
|         | VOIP外線      | 3  |
| 入力電源    | AC100V±10V  |    |
| 停電保障    | 3時間以上       |    |
| 冷却方式    | 自然空冷        |    |

#### (2)収容回線

| 項 | 種 別      | 実装 | 備 考       |
|---|----------|----|-----------|
| 1 | VOIP外線   | 1  | ひかり電話回線   |
| 2 | アナログ局線収容 | 8  | アナログ回線    |
| 3 | 多機能内線    | 3  | 専用多機能電話機  |
| 4 | 一般内線     | 33 | FAX用内線を含む |

#### (3)機 能

ア. 電子交換方式とし、制御方式は蓄積プログラム制御方式を採用したものであること。

イ. 内線電話機の市外発信制御、・内線転送等各種サービス機能など、東信教育

事務所の電話交換機として最適な機能を充分取り入れ、円滑で迅速な交換操作ができるよう配慮すること。

ウ. 全ての内線電話機に対しては短縮ダイヤル機能を有すること。

エ. 円滑な運用を図るため、ダイヤルイン機能を有すること。

オ. 内線相互の通話ができ、内線に関する次の機能を有すること。

a. 即時呼出信号（I R）送出

b. 着信音識別

c. 内線代表

d. 応答遅延転送

e. シリーズコール

f. 代理応答

g. 不在転送

h. 会議通話

i. 手動転送

j. キャンプオンリングング

k. 不在設定

l. 内線キャッチフォン

m. 内線キャンプオンビジー

n. トランクキャンプオン

o. リダイヤル

p. 保留

カ. 外線（加入者線）に関する以下の機能を有すること。

a. 完全着信順応答

b. 保留

c. 手動転送

d. トランクキャンプオン

e. 短縮ダイヤル

f. キャリア番号自動付加

キ. その他の機能

a. ナンバーグループ自由設定

b. 保留音（メロディ）送出

c. 内蔵ボイスメール

留守番電話機能、通話録音機能（最大500時間まで拡張可能）

ク. デジタル多機能電話機

- a. オンフック発信、スピーカ受話による通話ができること。
- b. ディスプレイは、発信者番号、自内線番号、時刻、通話時間、を表示できること。
- c. 更新工事内でナンバーディスプレイ機能を付加すること。（通信事業者側費用は別途発注者が負担する）
- d. 停電機能を有すること。（2台 アナログ局線対応）
- e. ダイヤル、代理応答、保留、ワンタッチダイヤル（2 4 ボタン以上）機能ボタンを有すること。

ケ. アナログ電話機

- a. 技術基準等適合認定機器（電気通信端末機器審査協会認定）であること。
- b. ダイヤル、転送（フック）、再ダイヤルの機能ボタンを有すること。
- c. 着信音色、受話音量、呼出音量の調整ができること。

(4) 構造

交換機本体は自立型で床面固定式とし、回線増設の場合はキャビネット内に収容できるスペースを設け、パッケージの追加により容易に回線の増設ができること。

## 第4章 設置工事

### 1 施工仕様

#### (1) 基本的事項

- ア. 東信教育事務所の業務の重要性に鑑み、受注者はその業務に支障をきたさないように施工するものとする。
- イ. 本工事に使用する機器材などは、自社製品または受注業者の責任において品質管理できる信頼性の高いものを使用すること。
- ウ. 県の組織変更等に伴う内線レイアウト変更を考慮し、あらかじめ移設用のケーブルの配線とそれに伴う端末処理を可能にするような施工をすること。
- エ. 現状のアナログ代表をひかり電話直収に切替える工事を考慮し施工すること。  
また作業中には仮設電話機等を設置し、業務に支障が出ないように十分考慮すること。
- オ. 本仕様書に明記されていない事項についても、機能上または本工事の完成上必要と認められる工事は受注者の負担で施工し、運用上必要な設備については、こ

れを具備すること。

## (2) 据付・調整

次の事項に充分留意して施工すること。

ア. 耐震性を考慮し設置すること。

イ. 移設機器については機能を保持するよう配慮すること。

ウ. 配線・配管・接続については整然と行うこと。

エ. 新機器操作方法の取り扱い説明は、切り替え後の立会い作業中に担当職員に行い業務に支障がないようにすること。

オ. 装置の切り替えについては、発注者と十分協議の上迅速に行うこと。

## (3) 撤去工事

撤去品は発注者の了承に基づき受注者の負担で産業廃棄物として処理すること。

# 第5章 保 守

## 1 保守契約

交換機の安定的維持管理を図るため、発注者と受注者は、以下の保守契約を締結するものとする。

(1) 工事完了検査終了後、1年間以内に起きた障害（天災に起因するものは含まない）については、無償にて障害、修理対応をすること。（1年間の無償保守対応）

(2) 工事完了検査終了から1年を経過した日から、原則として有償保守とし、保守委託契約を締結する。保守委託契約内容については、発注者と受注者が十分協議のうえ、決定することとする。